相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡寒川町宮山五〇〇番地の一三、最後の住所神奈川県高座郡寒川町宮山五〇〇番地一三　被相続人　亡　松本　孝人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル九階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　正一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市村松町一七二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川村　富邦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

事務所石川県小松市小馬出町二七番地六丸ビル二階　やすらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片岡　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市春日居町熊野堂五三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　窪田　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

山梨県甲府市酒折二―二―三〇山梨学院大学法科大学院研修ハウス山梨芙蓉法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　高部　裕史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市浦口一丁目一三二番地、最後の住所三重県伊勢市浦口四丁目二番二七号　被相続人　亡　東　喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

三重県伊勢市二見町西一六八番地一

相続財産管理人　司法書士　西岡　遼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市神田久志本町一七九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西島　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東淀川区淡路五丁目一〇〇番地一、最後の住所京都府宇治市白川鍋倉山一四番地の一京都ゆうゆうの里七棟八〇六号　被相続人　亡　八嶋　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小原　路絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所京都市西京区桂乾町一二番地の一四　被相続人　亡　沓澤　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町八番京都三井ビル三階　弁護士法人中央総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　章博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区川西通五丁目二〇番地、最後の住所兵庫県明石市二見町西二見二〇〇一番地の一八　土山駅前スカイハイツC―三〇五号　被相続人　亡　青田　勝廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

神戸市中央区三宮町一―一―一　新神戸ビル九階　相続財産管理人　北山　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市土居町七五番地、最後の住所高知県高知市南宝永町三番六号佐竹アパート一F西　被相続人　亡　長崎　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

事務所高知県高知市越前町二丁目一二番五号

相続財産管理人　山原　紗希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市朝見一丁目四二六四番地、最後の住所大分県別府市朝見一丁目二二番一九号　被相続人　亡　神　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月七日

大分市千代町二丁目一番二三号

相続財産管理人　弁護士　生野　裕一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年一月七日

一、墳墓等所在地　兵庫県尼崎市久々知一丁目三番二七号

一、墳墓等の名称　広済寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳・辻井喜一郎、辻井ユキノ、その他全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県尼崎市久々知一丁目三番二七号　宗教法人広済寺　代表役員　石伏　叡齋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年一月七日

宮城県仙台市泉区七北田字道五八番地の二　泉ハウス工業株式会社

代表取締役　萩原　信昭

第39期決算公告

平成27年1月7日

宮城県仙台市泉区七北田字道58番地の2

泉ハウス工業株式会社

代表取締役　萩原　信昭

貸借対照表の要旨

（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の部	流動資産	95,816
	固定資産	4,295
	合計	100,112
純資産の部負債及び	流動負債	100,867
	株主資本	△ 754
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 10,754
	その他利益剰余金	△ 10,754
	（うち当期純損失）	(793)
	合計	100,112